

日時：令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分

場所：太宰府市子育て支援センター 多目的室

出席委員：大西部会長、杉本部会員、土師部会員、田中部会員、野中部会員

（以上 5 名）

欠席委員：二田部会委員

市関係出席者：松尾子育て支援課長、廣見係長、高松参事補佐、行武主任技師、
外尾

傍聴者：7 名

議題：太宰府市子どもの権利条例（案）について

開 会

○事務局

挨拶。

○部会長

挨拶。あと 2 回の会議で、子どもの権利条例の素案の内容を検討し、8 月の子ども・子育て会議の方で、示していくこととなる。かなりタイトなスケジュールとなるが、協力をお願いしたい。とても大事な検討内容になるので、しっかりと議論できればな
と思っている。

○事務局

<太宰府市子どもの権利条例（案）について説明>

○部会長

では、この後は委員の皆さんの方からご意見をいただきたいと思う。

○部会員

救済機関を作らないとそもそも条例として、成り立たないのではないか。

○部会長

ユニセフ子どもにやさしいまちづくり事業には、子どもの権利救済について明確に盛り込まれている。他市町村で救済機関がない市町村もあるが、なるべく救済機関を置いたほうがいい。私としても太宰府市の子どもに関することなので、太宰府市として救済機関を持つことは必要だと思う。太宰府市で設置することで、既存の機関よりも、迅速に対応できるのではないかと考える。近隣の那珂川市や筑紫野市では、救済機関があるので、太宰府市に救済機関がないと悪目立ちすることもある。ぜひこの条例の中に組み込んでいけたらいいのかなと思うところ。

○部会員

志免町で、子どもが学校の先生からの暴言に関する件で、救済機関に相談後、迅速な対応をしていたのを新聞でも見た。窓口で相談を受け、相談内容によって、振り分けていくことが、迅速さには欠けてしまうと思う。

○部会長

既存の相談窓口は大人向けのものが多い。子どもが相談しやすい窓口があることが一番大事。子どもの権利条例案の17条にそのことが明記されているため、すごくいいと思う。まず入り口が大切なので、その体制をしっかりと整備し、そこと救済機関とも連携を考えていかななくてはならない。

○部会員

前文で「歴史と緑」という言葉や、アンケートの結果等、他市町村の条文にはないような太宰府市独自のことが組み込まれていて、条例を作ることに對しての気持ちが込められているなと嬉しく思った。私も、皆さんの話をきいて、救済機関はとても大事だなと思った。誰かが常駐している相談窓口があり、そこに安心して相談できる相手いる環境があれば子どもたちも相談しやすいと思う。皆さんの話をきいて、私も救済機関について条例に盛り込んでほしいと思った。救済機関を作って終わりなのではなく、公民館等いろいろなところに宣伝することが必要。子どもが何かあった時、相談するのは普段から接している人だと思う。救済委員を作るのであれば、そういう存在になってほしいと感じていた。

○部会長

宗像市は、子どもの権利条例の中で、子どもの権利を守るために子どもの権利救済委員に関して記載している。加えて、「ハッピークローバー」という子どもが相談できる

窓口を設置しており、電話、来所、ライン、手紙等の方法で相談できる状況となっている。救済機関とも連携しながら、相談窓口を作っていくことが大切だと感じる。宗像市の子どもの権利条例には、相談窓口が明記されていないが、太宰府市子どもの権利条例の素案の中には子どもの権利の相談窓口が明記されていて、独自性があると思う。

○部会員

もし救済機関が設置となった場合には、救済委員を選抜するのか。

○部会長

第三者目線で相談を受けれる、有識者を救済委員として選抜することとなる。しかし、他市町村の事例でも、救済委員は常駐しているわけじゃないので、相談をキャッチできないことが多い。相談窓口を開設することで、そういった課題が解決すると思う。

○部会員

例えば学校内のトラブルは、直接学校に相談しづらいことがある。過去私自身も学校に相談したことがうやむやにされてしまったことがある。第三者が入ると、違う視点で物事を見てもらえる。救済機関は、学校系のトラブルとかに関しては、より必要になってくると感じた。

○部会長

やはり、条例の中に、救済機関と相談窓口の設置を明記することが必要。加えて、救済委員の職務等、具体的な内容も条例の中にも落とし込んでほしい。

○部会員

条例を作って、終わりにならないように注意しないといけない。うまく活用できてない状況だったら、作った意味がない。

○部会長

私も、子どもたちが活用できるような仕組みにすることは必要だと思う。そういった目線でも救済機関、相談の窓口の明記は必要。またその条例を大勢の人に知ってもらえるよう、啓発をすることも大切。宗像市は11月20日を子どもの権利の日と定め、たくさんの人に理解を深めてもらえるような取り組みをしていくことを、条例の中で明記している。実際、子どもの権利に関する授業、相談窓口の周知等の啓発をその日

に合わせて行っている。先程紹介させてもらったハッピークローバーは、啓発の効果もあり、子どもの認知度は95%と高い数値を出している。啓発は、子どもだけではなく、前回のアンケートからもみてわかる通り、大人向けの啓発も必要。また進捗管理の明記も必要だと感じた。子どもの権利がどのぐらい啓発されているか、子どもの権利保障が太宰府市としてできているか確認していくことが大切。例えば宗像市の条例では、「市はこの条例による策、行動計画の実施状況および子どもの権利の保障状況について毎年検証を行わなければならない。この検証にあたっては、宗像市次世代育成支援審議会条例の規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対して諮問するものとする」という記載がある。太宰府市であれば、子ども・子育て会議の中で進捗を検証していく等の内容を条例に明記することで、モニタリングできていくと思う。

○部会員

作って終わりにになると本当にもったいない。

○部会長

進捗管理をしないと。作ったけどそのままというような条例は結構あつたりするので、やっぱりそのモニタリング検証というのは入れるべきだと思う。

○部会員

この条例をみても子どもは理解できない。子どもがみてわかるような、子ども向けのものを作成してほしい。

○部会員

糸島市は、啓発のため、大人用、子ども用の2種類のパンフレットを作成していた。

○部会員

宗像市の「子どもの権利の授業」はとても良いと思う。どんなに噛み砕いたとしても、年齢が低い子が理解するのは難しい。子どもの権利を授業で学ぶ機会があると、子どもたちが大人になった後の視点が大きく変わっていくような気がする。年1回の子どもの権利の日も、魅力的だなと思った。

○部会長

宗像市は、子どもの権利救済委員が学校を訪問し出前授業をしている。学校の先生の負担を考えると、救済委員を活用してもらうほうがいい。

○部会員

救済委員の資格とかあるのか。

○部会員

宗像市は、教育等に関して知識経験を有する者から選任している。

○部会長

筑紫野市も同じような書き方をされている。

○事務局

那珂川市は弁護士、心理士、社会福祉士。糸島市は弁護士、大学教授。それから筑紫野市は、弁護士、大学教授。

○部会長

志免町は救済委員を3人と記載している。市町村によっては3人以内とかになっているところもある。筑紫野市3人以内と記載されている。任期を設け、市長が委嘱し、救済委員が必要に応じて調査、助言、勧告等を行うという職務に関することが明記されている。

○部会員

独自で動けるということか。

○部会長

第三者としての目線を担保するために、そういう機関を置いている。次回は、本日のいただいた意見を盛り込んだものを再度検討していく形になる。

○事務局

<出席のお礼、閉会の挨拶>

閉会

次回は、7月22日を予定。